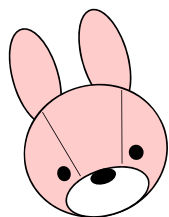
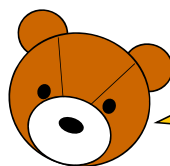


西区地域づくり大学校修了生支援補助金 ご案内



地域交流のきっかけを作るためにイベントを開催したい！



今も地域活動しているけど、もう少し内容を充実させたい！

この想い、カタチにしてみませんか？

西区地域づくり大学校修了生を対象とした当補助金を利用して、地域デビューしたり、活動を充実したものにしましょう！

補助金概要

◆対象者

修了生及び修了生を含む活動団体 ※修了証を交付されている方が対象です。

◆対象となる事業

西区内で行う地域交流や活性化に向けた継続的に行う事業

- ・新規に開始する事業
 - ・既の実施している事業の場合は、内容の拡大・拡充を図る事業
- <例> 多世代交流イベント・子どもの遊び場・高齢者の居場所づくり等

◎対象とならない事業

- ・営利を目的とする事業、政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成の資金援助を受けている事業

◆補助対象経費

事業実施に伴う経費であり、補助金の交付決定をした年度内の経費
(消耗品費・印刷費・会場使用料・保険料・郵便料等)

◎対象とならない経費

備品(30,000円以上のもの)の購入費、交流等親睦会を目的とする経費、他団体への会費や寄付など

◆補助金額

対象経費の90%で最大5万円まで

◆補助期間

最大3年

(但し、年度ごとに申請が必要です)

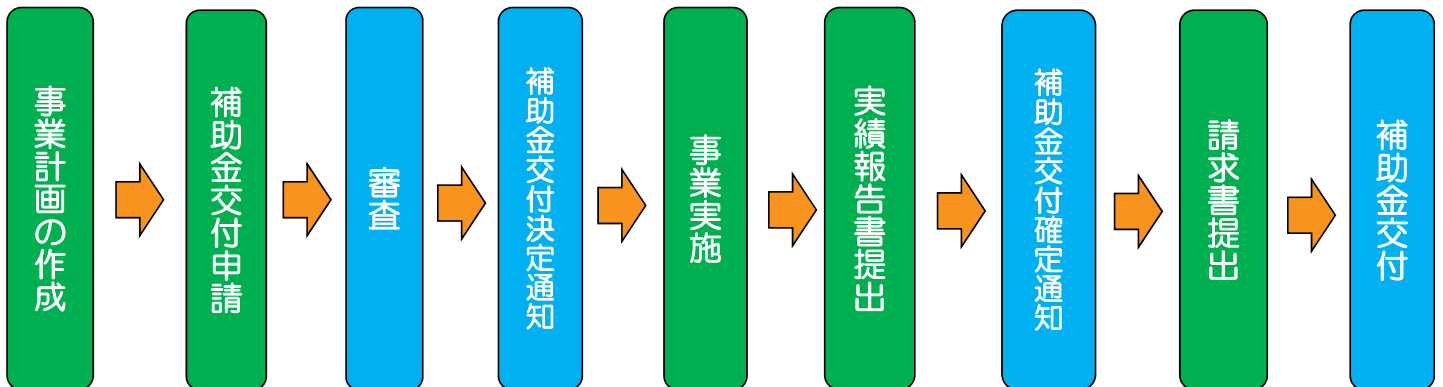


アートを通して、こどもの居場所づくり

裏面あり

申請の流れ

緑：申請者が行う手続き 青：区役所が行う手続き



◆申請期間

- ・申請は随時受付していますが、予算の範囲内での交付となります。ただし、単年度内で申請できるのは、1回限りです。
- ・令和3年度までの修了生は、令和5年度まで申請可能です。
- ・補助金の申請をご検討の方は、事前に下記担当までご相談ください。事業についてお伺いさせていただきます。

◆交付申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書
 - ②事業計画書
 - ③収支予算書
 - ④規約、定款その他これらに類する書類（団体のみ）
- ※①～③は所定の様式があります。
ご希望の方には、別途お送りいたします。



* 交付申請後、書類を審査した上で交付決定し、事業開始となります。

お問合せ先

補助金に関するご質問・ご相談は、下記担当までご連絡下さい。

西区区政推進課地域力推進担当（4階49番窓口）

電話 320-8319

FAX 322-9847

メール ni-chiikiryou@city.yokohama.jp